

介護老人保健施設

指定（介護予防）通所リハビリテーション重要事項説明書

（重要事項説明書の目的）

第1条 介護老人保健施設日立養力センター（以下「当施設」という。）は、要介護状態（指定介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供し、一方、利用者及び保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的とします。

（適用期間）

第2条 1. 本重要事項説明書は、利用者が指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、重要事項説明書、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間を超える場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ④利用者及び保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難

- となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条
1. 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙に定めた料金をもとに計算された合計額及び個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。（但し、当施設は上記利用料を変更することがあります。）
 2. 当施設は、ご利用サービス料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月7日に発行し、利用者及び保証人は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 3. 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人に領収書を発行します。銀行振込の場合は、利用者及び保証人が指定する送付先に対して領収書を送付します。

(記録)

- 第6条
1. 当施設は、利用者の指定居宅サービス（介護予防サービス）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
 2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条
- 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、利用者又は保証人に説明し、同意を得た上で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

(虐待防止)

- 第8条
1. 当施設は利用者の人権の擁護及び虐待防止のための措置を講じます。
 2. 当施設は指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たり、当施設の従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。
 3. 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。円滑な実施を図るため担当者の設置を行います
虐待防止のための指針を整備します
従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的開催します

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

(成年後見制度の活用)

- 第10条 当施設は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします、

(緊急時の対応)

- 第11条 1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
2. 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第12条 1. 迅速な事故処理をします。
2. 利用者の家族・市町村等に連絡を取ります。
 3. 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに対応します。
 4. 再発防止策を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

- 第13条 利用者及び保証人は、当施設の提供する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）サービスに対しての要望又は苦情等について、当施設職員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。施設は誠意をもって対応致します。

<苦情受付>

○岡山市吉原247-1

介護老人保健施設 日立養力センター

TEL 086-944-1177

受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:00 (日・祝日休)

担当者 苦情解決責任者：看護主任

苦情受付担当者：介護士 ・リハビリ職員 ・支援相談員
介護支援専門員 ・事務職員

<行政機関その他苦情受付窓口>

○岡山市北区桑田町17-5

岡山県国民健康保険団体連合会

TEL 086-233-8811

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

○岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

岡山市保健福祉局事業者指導課在宅指導係

TEL 086-212-1013

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(賠償責任)

- 第14条 1. 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第15条 本重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当事業所でのサービスは、要介護者・要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：指定通所リハビリテーション事業所は医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、事業所内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名称：社会医療法人盛全会 介護老人保健施設 日立養力センター
- ・開設年月日：平成6年11月1日
- ・所在地：岡山市東区吉原247-1
- ・電話番号：086-944-1177
- ・FAX番号：086-944-1465
- ・管理者：高橋 徹
- ・介護保険指定番号：通所リハビリテーション（3350180091）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

【指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の目的】

通所リハビリテーションは、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

【指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の運営方針】

1. 当施設の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る都共に、生活機能の維持又は向上を目指す。

2. 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
3. 従業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定しリハビリテーションを計画的に行う。
4. リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 職員の体制

1	管理者（医師）	1人
2	医師	2人
3	理学療法士、作業療法士	5人以上
4	看護介護職員	5人以上

(4) 利用定員

利用定員は70名とする。

◇生活サービス

当事業所利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常に利用者の立場に立って運営しています。

食 事：昼食 12時00分～13時00分

入 浴：居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、ご利用いただきます。

受付時間： 8時00分～18時00分（送迎含む）

営業時間： 9時30分～16時00分

営業日 : 月曜日～土曜日 *日曜・祝日・12/31～1/3は除く

(2) その他の利用料

①食費／1日 700円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

②おむつ代

小パット 35円

中パット 65円

おむつ 95円

リハビリパンツ 200円

利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

③通常時間を超えてサービス提供を希望される場合 1時間200円

④希望される行事に要する費用 実費

お料理、手芸等教養娯楽の実費、材料費を利用者の同意を得てお支払いいただきます。

*上記以外にも利用者の同意を得て、係る費用をお支払い頂く場合がございます。

(3) 支払い方法

・毎月7日に前月分の請求を発行しますので、原則その月の20日までにお支払いください。

・お支払い方法は**中国銀行口座振替・銀行振込・現金の3方法**があります。契約時にお選びください。

現金の場合は、事務所にて8:30～17:30の間受付します。銀行振込をご希望の方は、下記の口座をご利用ください。その際は、振込手数料をご負担していただくこととなります。

【振込指定金融機関】

銀行名 : 中国銀行

支店名 : 西大寺支店

貯金の種類 : 普通預金

口座名義 : 社会医療法人盛全会 介護老人保健施設 日立養力センター

口座番号 : 1468918

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診 :

当事業所では、岡山西大寺病院に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力病院 : 岡山西大寺病院 岡山市東区西大寺中野本町8-41

086-943-2211

中里歯科医院 岡山市東区西大寺中野本町1-30

086-942-7818

個人情報のお取り扱いについて

社会医療法人 盛全会
介護老人保健施設 日立養力センター

介護老人保健施設日立養力センター（以下「当施設」と呼ぶ）は利用者様が安心して看護・介護サービスをご利用していただくため個人情報保護方針等を制定しております（施設内に掲示してありますので、ご覧ください）。掲示してあります個人情報保護方針等をお読みになり、本同事項に同意された上で、サービスをお受けいただけますようお願い致します。

- ・当施設におきまして利用者様の個人情報を以下の目的で収集・利用・第三者提供させていただきます。

【利用者様への看護・介護サービスの提供に必要な場合】

- ・当施設で利用者様に提供する看護・介護サービス
- ・利用者等への看護・介護サービスの向上
- ・質向上・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
- ・家族等への心身の状況説明
- ・他の病院、福祉施設、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
- ・入退所等の管理
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託・その他の業務委託
- ・利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・介護保険事務（会計・経理）
- ・審査支払機関又は保険者へのレセプト（介護報酬請求）の提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の場合】

- ・看護・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当施設において行われる学生等の実習への協力
- ・当施設において行われる事例研究
- ・行事報告、広報誌等による利用者様の写真及び生年月日の掲示
- ・外部監査機関への情報提供

【電話等照会に対する対応について】

- ・当施設に電話、若しくは面接者等からご利用者様の照会があった場合にはお答えさせていただきます。なお、業者等からのお問い合わせについてはお答えを致しません。

- ◆上記以外の目的のために利用者様の個人情報を収集・利用・第三者提供する場合、あらかじめ利用者様にお伝えし、同意をいただいたうえで利用いたします。なお、ご不明な点がございましたら、当施設の相談窓口までお問い合わせください

い。

他施設の紹介：

当事業所での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。